改正案

地方独立行政法人長野県立病院機構中期計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためにとるべき措置

病院機構は、常に医療機関としての機能の向上に努めるとともに、地域との連携を図りながら、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を確実に提供していく。

- 1 地域医療、高度・専門医療の提供
 - (1) (略)
 - (2) (略)

ア (略)

- イ 精神医療の提供(こころの医療センター駒ヶ根)
- ウ 高度小児医療、周産期医療の提供(こども病院)

県における高度小児医療、総合周産期医療の拠点施設として、他の 医療機関との役割分担を明確にしたうえで十分な受け入れ態勢を確保し、次に掲げる高度な小児医療、救急救命医療及び周産期医療を提供する。また、こころの医療センター駒ヶ根と連携して、児童思春期の精神疾患患者に対する専門診療機能の充実を図る。

(以下略)

- (3) (略)
- (4) 医療観察法(※)への対応

県の精神医療政策の一環として、<u>こころの医療センター駒ヶ根</u>を医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を行う。

- (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律(平成15年法律第110号)
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

県立病院の機能を維持向上させるため、医療機関に適した組織運営体制、 経営体制を構築し、柔軟性・自律性・迅速性に富んだ病院経営を行う。また、 現行

地方独立行政法人長野県立病院機構中期計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためにとるべき措置

病院機構は、常に医療機関としての機能の向上に努めるとともに、地域との連携を図りながら、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を確実に提供していく。

- 1 地域医療、高度・専門医療の提供
 - (1) (略)
- (2) (略)

ア (略)

- イ 精神医療の提供(駒ヶ根病院)
- ウ 高度小児医療、周産期医療の提供(こども病院)

県における高度小児医療、総合周産期医療の拠点施設として、他の 医療機関との役割分担を明確にしたうえで十分な受け入れ態勢を確 保し、次に掲げる高度な小児医療、救急救命医療及び周産期医療を提 供する。また、<u>駒ヶ根病院</u>と連携して、児童思春期の精神疾患患者に 対する専門診療機能の充実を図る。

(以下略)

- (3) (略)
- (4) 医療観察法(※)への対応

県の精神医療政策の一環として、<u>駒ヶ根病院</u>を医療観察法に基づく 指定入院医療機関として整備し、同法の処遇対象者が社会復帰するた めに必要な医療を行う。

- (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び 観察等に関する法律(平成15年法律第110号)
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

県立病院の機能を維持向上させるため、医療機関に適した組織運営体制、 経営体制を構築し、柔軟性・自律性・迅速性に富んだ病院経営を行う。また、 業務運営の改善には情報通信技術を十分に活用していく。

- 3 業務運営の改善
 - (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 病床利用率の向上

病床利用率の向上に向けて、県立病院ごとに毎事業年度の目標値を 設定したうえで、効率的・弾力的な病床管理を徹底する。

病床利用率の目標

(単位:%)

県立病院名	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標値
須坂病院	72. 5	80 以上
<u>こころの医療</u> センター駒ヶ 根	55. 4	85 以上
阿南病院	65.0	75 以上
木曽病院	80. 1	77 以上
こども病院	87. 0	87 以上

- (注1) 須坂病院は結核病床を除いている。
- (注2) <u>こころの医療センター駒ヶ根</u>及び阿南病院の平成26年度目標値は、建替えに伴う病床数の減少を見込んでいる。
- (注3) こども病院は運用病床数の利用率である。
- 第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備の整備に関する計画
 - (1) (略)
 - (2) <u>こころの医療センター駒ヶ根整備事業</u>の推進 <u>こころの医療センター駒ヶ根は、平成22年11月に本体部分を一部</u> 竣工して供用開始し、平成23年度中に竣工させ全面供用開始する。
 - (3) (略)

業務運営の改善には情報通信技術を十分に活用していく。

- 3 業務運営の改善
 - (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 病床利用率の向上

病床利用率の向上に向けて、県立病院ごとに毎事業年度の目標値を 設定したうえで、効率的・弾力的な病床管理を徹底する。

病床利用率の目標

(単位:%)

県立病院名	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標値
須坂病院	72. 5	80 以上
駒ヶ根病院	55. 4	85 以上
阿南病院	65. 0	75 以上
木曽病院	80. 1	77 以上
こども病院	87. 0	87 以上

- (注1) 須坂病院は結核病床を除いている。
- (注2)<u>駒ヶ根病院</u>及び阿南病院の平成26年度目標値は、建替えに伴 う病床数の減少を見込んでいる。
- (注3) こども病院は運用病床数の利用率である。
- 第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備の整備に関する計画
 - (1) (略)
 - (2) 駒ヶ根病院整備事業の推進

<u>駒ヶ根病院は</u>、平成 22 年 11 月に本体部分を一部竣工して供用開始 し、平成 23 年度中に竣工させ全面供用開始する。

(3) (略)